

令和4年度建設業法講習会について

【CPDS学習プログラム認定講習会】

主催：中部地方整備局

三重県

建設業法の目的は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護並びに建設業の健全な発達の促進を図ることであり、その目的を達成するために、同法では、建設業の許可制度、技術者制度など建設業を営む者の資質の向上を図る規定や、建設工事の請負契約の適正化、経営事項審査制度の確立、建設業者に対する指導監督等に関する定めがなされています。

つきましては、建設業法等に対する知識を深め適正な現場施工を理解していただくため、下記のとおり講習会を開催します。

●講習会内容

建設業法令遵守について
建設業法令におけるCCUSの意義について
インボイス制度について
建設系廃棄物の適正処理について
～建設工事に係る排出事業者責任～

【国土交通省中部地方整備局】
【一般財団法人 建設業振興基金】
【名古屋国税局】
【三重県環境生活部】

●対象者

建設業の許可を取得している方、今後取得予定の方及びその従業員の方（建設工事に関係する方であればどなたでも参加可能です）

●日時及び会場

日	時	会場	定員
令和4年 10月12日（水曜日）	13:30~16:30	三重県伊勢庁舎（4階401会議室） 三重県伊勢市勢田町628-2	50名
令和4年 10月31日（月曜日）	13:30~16:30	三重県松阪庁舎（6階大会議室） 三重県松阪市高町138	50名
令和4年 11月21日（月曜日）	13:30~16:30	三重県四日市庁舎（6階大会議室） 三重県四日市市新正4-21-5	100名

●申込方法

申し込み不要（先着順にて当日会場で受付を行います。定員を上回った場合、また新型コロナウイルス感染予防のため検温の結果等で、受講のお断り又は他日程への変更をお願いする場合があります、予めご了承下さい。）

●その他

- ・ 本研修は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の認定講習会です。
- ・ 受付は30分前から行います。
- ・ 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・ 受講料は無料です。
- ・ 受講に際しては、マスクの着用、接触確認アプリ（COCOA）への登録をお願いします。

●問い合わせ先

三重県県土整備部建設業課 建設業班 TEL 059-224-2660